

環境保全型農業直接支払交付金における 「有機農業の取組」の支援対象作物について

富山県の有機農業の取組の支援対象は県の慣行レベルが設定されている31の作物と以下のとおり「有機農業の取組」と判定された31の作物の計62の作物です。

「有機農業の取組」と判定した作物(全31作物)

作物名	通常営農管理における使用の有無		「有機農業の取組」 判定結果
	化学肥料	化学合成農薬	
ピーマン	○	○	可
サツマイモ	○	○	可
ジャガイモ	○	○	可
カブ	○	○	可
ニンニク	○	○	可
ソラマメ	○	○	可
エンドウ	○	○	可
レタス	○	○	可
キャベツ	○	○	可
タマネギ	○	○	可
オクラ	○	○	可
ブロッコリー	○	○	可
カボチャ	○	○	可
インゲン	○	○	可
エダマメ	○	○	可
トウモロコシ	○	○	可
ギンナン	○	○	可
ショウガ	○	○	可
レンコン	○	○	可
ズッキーニ	○	○	可
ラディシュ	○	○	可
クウシンサイ	○	○	可
モロヘイヤ	○	○	可
ナバナ	○	○	可
エゴマ	○	○	可
マコモダケ	○	○	可
シャクヤク(薬用)	○	○	可
ブルーベリー	○	○	可
ゆず	○	○	可
くり	○	○	可
ハトムギ	○	○	可

《判定基準》

支援の対象となる有機農業は、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬の両方もしくは一方を使用している作物であることが必要です。その判定については、県の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指導指針等により判定します。

ただし、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物は、支援の対象としません。(環境保全型農業直接支払交付金実施要領より)。